
広陵町立図書館における指定管理者制
度導入に係るサウンディング型
市場調査実施要領

広陵町企画部企画政策課

1 調査の名称

広陵町立図書館における指定管理者制度導入に係るサウンディング型市場調査

2 調査の目的等

現在、当町では、施設を経営的な視点から捉え、施設経費の削減や最大限の施設活用を図るファシリティマネジメント（以下「FM」という。）を推進しています。

この度、当町で設置している広陵町立図書館の施設及び設備の維持管理等について、民間事業者の皆様との対話を通して市場を把握するとともに、指定管理者の公募に際しての諸条件を整理するため、広く意見・提案を求めるサウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。今回、指定管理として予定している業務は、上述のとおり施設及び設備の維持管理等についてとコロナ禍における新たな空間利用についての業務を予定しており、図書館の利用及びその制限に関する業務は含みません。また、今回のサウンディングは、事業化検討段階での実施となりますので、サウンディングの結果によっては、指定管理者制度導入を見送る可能性もありますのでご注意ください。

なお、本サウンディングへの応募の有無は、指定管理者選定における審査の採点には一切影響しません。

3 対象施設の概要

(1) 対象施設

対象施設	広陵町立図書館
所在地	奈良県北葛城郡広陵町大字三吉396番地1
建物構造	SRC造・地上1階・地下1階建て
延べ床面積	2,905.00 m ²
施設内容	1階：事務室、一般開架室(1,392 m ²)、閉架書庫(500.00 m ²)、展示ホール(209.00 m ²)、多目的会議室(43.80 m ²)、視聴覚室(104.00 m ²)、カフェスペース(24.00 m ²)、外部：屋外読書コーナー、
添付資料	・月別燃料等使用量報告内訳書（H30、H31及びR2分） ・業務委託一覧調書 ・図書館白書（令和2年度） ・建築工事図面(建築)・(機械設備)・(電気設備) ※建築工事図面については容量が大きいため、希望される場合は、個別対応いたしますので、8問い合わせ先までご連絡ください。

4 スケジュール

実施要領の公表	令和3年6月22日（火）
施設見学実施（希望者のみ）	令和3年6月28日（月）、7月5日（月）
※見学を希望される場合は、8問い合わせ先までご連絡ください。	
サウンディング参加申込み期限	令和3年7月26日（月）
サウンディングの実施（予定）	令和3年7月28日（水）・29日（木）
※Web会議での実施も検討しています。	
実施結果の公表	令和3年8月上旬予定

5 サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

- ア 応募者は、当該指定管理業務への参加を検討している法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等のグループ（以下「グループ」という。）とします（個人での応募はできません。）。
- イ グループで応募する場合は、主たる役割を担う団体（以下「代表構成団体」という。）を1団体選定してください。また、グループを構成する全ての法人等を明らかにし、各々の役割分担を明確にしておいてください。
- ウ グループの構成団体である法人等は、他のグループの構成団体になることはできません。また、グループとは別に単独で申し込むこともできません。
- エ 応募者は、応募を含む本調査に係る諸手続を行うこととします。

(2) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとします。なお、グループの場合は、グループとしてこれらの要件を満たす必要があります。

- ア 応募者は、提出書類により、本募集要領の内容を十分に遂行できると認められる者
- イ 応募者は、施設の維持管理等を確実に行うことができる者
- ウ 応募者は、当町との協議・調整に十分な能力を有し、事業の諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者

(3) 応募者の制限

本実施要領公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及びグループの構成員となることができません。

- ア 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納している者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、当町における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ウ 募集の公告日において当町から指名停止処分を受けている者又は募集の公告日以降に当町から指名停止処分を受けた者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定による是正、再生手続中の者
- オ 広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等
- カ 労働基準監督署から是正勧告を受け、2年を経過していない者（是正勧告を受け、必要な措置の実施について、労働基準監督署に報告している者を除く。）
- キ アからカまでに掲げるもののほか、法令違反など社会的信用を損なう行為等により、当該業務の受託者として契約するのに相応しくない事由があると町長が認める者

(4) サウンディングの項目

調査内容	
主なサウンディング内容	1 図書館施設及び設備の維持管理の方策について
	2 維持管理コストの最小化の方策について
	3 コロナ禍におけるカフェスペースの有効な利用方策について
	4 屋外読書コーナーの有効な利用方策について

5	施設利用者への安全管理方法等について
6	付加価値として提案可能な業務について
7	契約締結までのスケジュール、業務期間及び履行体制の考え方
8	公募時に開示して欲しい資料等について
9	事業を受託するに当たり、現段階で当町に要望する事項等について
10	指定管理者制度以外の事業実施方策について

6 サウンディングの実施

(1) サウンディングの申込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙のエントリーシートに必要事項を記入の上、ファクシミリ又はEメールにより、広陵町企画部企画政策課へ提出してください。なお、件名を【サウンディング参加申込】としてください。

送信後、必ず電話にて受信確認をしてください。

ア 申込期限

公告の日から令和3年7月26日（月）まで
 受付時間は、午前9時00分から午後5時00分まで
 （土曜、日曜日及び祝日を除く。）

イ 提出先

広陵町企画部企画政策課（広陵町役場2階）
 8 問い合わせ先のとおり

(2) サウンディングの資料

ア 資料提出

サウンディングの項目について、民間事業者の皆様の意見・考え方等を対話により聞き取りをさせていただく予定ですので、特段資料等を提出していただく必要はありません。ただし、サウンディング時に資料を用いて説明される場合は、サウンディングの前日までに、広陵町企画部企画政策課にEメールにてご提出ください。サウンディング当日に資料をお持ちいただいても問題ありませんが、その場合は、サウンディング実施場所にお持ちいただき、5部の提出をお願いします。

イ 提出方法

メール又は持参により提出してください。

提出先：広陵町企画部企画政策課（広陵町役場2階）

8 問い合わせ先のとおり

※当日お持ちいただく場合は、サウンディングの実施場所に直接お持ちください。

ウ サウンディングの実施

① 実施期間

令和3年7月28日（水）・29日（木）

午前9時00分から午後5時00分まで ※Web会議の実施も検討しています。

② 所要時間

1事業者につき1時間から1時間半程度（質疑応答を含む。）

③ 実施場所

広陵町立図書館 視聴覚室

※会議室につきましては、事前にご連絡させていただきます。

④ その他

サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウ保護のため個別に行います。また、参加事業者の出席者は3名以内としてください。

(3) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、公表に当たっては、参加事業者に内容の確認を行います。

7 その他

(1) 参加事業者の取扱い

今回のサウンディングに不参加の場合でも、今後の事業者公募等に参加できます。

(2) 費用負担

サウンディングの参加に関する書類作成、提出等にかかる全ての費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権はそれぞれの参加者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(4) 行政側の参加者

今回のサウンディングについては、図書館（施設所管課）及び企画政策課（公共施設 FM 担当課）合同で実施させていただきます。

8 問い合わせ先

質問等がある場合は、以下までお問い合わせください。

〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町企画部企画政策課（担当：小石原・吉岡（内線1240・1217））

電話番号 0745-55-1001

ファクシミリ 0745-55-1009

Eメール kikakuka@town.nara-koryo.lg.jp